

小型船舶係留施設の使用に関する一般条件

第1節 用語の定義

(用語の定義)

第1条 この条件において使用される用語の定義は、小型船舶係留施設(以下単に「係留施設」といいます。)の使用許可(以下単に「許可」といいます。)において用いられる用語の定義と同一とします。

第2節 許可艇の保守・管理・使用責任等

(許可艇の保守・管理等)

第2条 被許可者は、自らの責任にて使用許可の対象とされた艇(以下「許可艇」といいます。)の保守・管理を行うものとします。

2 被許可者は、この許可の日の翌日から起算して3ヶ月以内に許可艇を係留施設に搬入しなければならない。ただし、指定管理者の承諾を得たときは、この限りではありません。

3 この許可は、いかなる場合にも、被許可者から指定管理者への許可艇の保守・管理を委託したものと解されるものではありません。

(許可艇の使用)

第3条 被許可者は、許可艇の使用が許可艇の使用により生じた事故の責任を、当該使用者と連帯して負担しなければなりません。

(船長、許可艇の避難等)

第4条 許可艇の船長は、許可艇の出港に際し、最新の気象状況および海象状況を把握し、出港の可否を自己の責任で決定しなければなりません。

2 台風、高潮等の異常気象、津波等の自然災害等により許可艇および係留施設の安全を確保できないと予想される場合は、被許可者は、許可艇の安全な場所への移動を行わなければなりません。

第3節 地位譲渡・義務承継・貸与等の禁止

(地位譲渡・義務承継・貸与等の禁止)

第5条 被許可者は、有償・無償を問わず、第三者に対し、この許可にもとづく地位の全部または一部を譲渡し、貸与し、または担保を提供してはならないものとします。

2 被許可者は、有償・無償を問わず、指定管理者の所定の書面による承諾を得ることなく、この許可にもとづく負担する義務の全部または一部を、第三者に承継させてはならないものとします。

第4節 共有代表者・法人代表者の申請等

(共有代表者の権利権限・義務)

第6条 共有代表者は、指定管理者に対し、以下の義務を負うものとします。

- ① 義務: 指定管理者への利用料等の支払、指定管理者からの通知の受領、指定管理者への各種申請その他の共有者が負うこの許可上の義務を履行すること。

(法人代表者の権限・責務)

第7条 法人代表者は、法人および指定管理者に対し、以下の責務を負うものとします。

- ① 責務: 法人の指定管理者への利用料等の支払、指定管理者から法人に対する通知の受領、指定管理者に対する各種の申請その他の法人が負うこの許可上の義務を履行する手続きを行うこと。

第5節 係留施設の利用およびその制限

(営業行為の禁止)

第8条 被許可者は、指定管理者の事前の所定の書面による許可なくして、係留施設内において、いっさいの営業行為およびこれに準ずる行為をしてはならないものとします。

(改造禁止、損害賠償)

第9条 何人といえども、棧橋その他の係留施設の施設を改造することは禁止します。尚、係留杭の浮環は利用者負担となります。

2 棧橋その他の係留施設の施設を改造または損壊したときは、指定

管理者は改造または損壊した者に対し、原状回復を請求し、なお損害あるときは、その賠償を請求するものとします。

3 前項の改造または損壊した者が、被許可者の同行者もしくは関係者であるときは、被許可者は、それらの者と連帯して、損害賠償の責を負います。

(許可艇の住居等使用の禁止)

第10条 被許可者は、許可艇を主たる住居、事務所または店舗として使用することはできません。

(その他の禁止行為)

第11条 被許可者およびその同伴者は、係留施設利用に際し、以下の行為を行ってはなりません。

- (1) 棧橋上にパーソナルウォーターcraft、セールロッカー、アイスボックス、給電器具、ホースコイルその他の物を設置または放置すること。
- (2) 棧橋内に、指定車両以外の自転車、自動二輪車、自動車その他の車両を乗り入れること。
- (3) 指定された使用場所内に、浮き船台、テンドー、代替艇その他の許可艇以外のものを艇置すること。
- (4) 許可艇を所定の使用場所以外の区画に長時間艇置すること。
- (5) 発電機、外部スピーカーの使用、パーティの開催等により騒音を発生させること。
- (6) 係留施設内において、花火、たき火等裸火の点火を行うこと。
- (7) 係留施設内において、船内トイレ(ホールディングタンク付きを除く)の使用等、係留施設内を汚染すること。
- (8) 係留施設内において、釣、ダイビング、遊泳等他の船舶の航行を阻害する行為を行うこと。
- (9) 係留施設内に、ゴミを投棄または放置すること。
- (10) 許可艇の係留に際し、指定管理者の事前の許可なくアンカーを使用すること。
- (11) 許可艇の係留に際し、チェーンその他ロープ以外のものを使用すること。
- (12) 前各号のほか、指定管理者および他の係留施設利用者に迷惑となる行為を行うこと。

(債務不履行による利用制限)

第12条 被許可者が指定管理者に対し負担する利用料支払債務、損害賠償支払債務その他の債務を負担している場合において、支払、船舶検査証の提出その他の義務の不履行となったときは、その時点からその不履行がなくなったことを確認する時点まで、指定管理者は、指定管理者の定める範囲において、被許可者の係留施設の利用を制限することができます。

(行事開催時等の利用制限)

第13条 指定管理者は、係留施設内において指定管理者が主催または後援する行事等を実施するに当たり、被許可者に対し、指定管理者の定める範囲で、係留施設の利用を制限することができます。

2 指定管理者は、係留施設の保守・管理、工事等を実施するに際し、被許可者に対し、指定管理者の定める範囲で、係留施設の利用を制限することができます。

(緊急時の利用制限)

第14条 法令にもとづく行政機関等による係留施設の利用、指定管理者の応急措置の業務への従事、指定管理者の地震防災応急対策に係る措置への協力その他の事由により、被許可者が係留施設の全部または一部を使用することができないときといえども、指定管理者は、被許可者に対し、責任を負わないものとします。

2 前項の場合において、被許可者は、指定管理者がその判断において許可艇を移動させることを了承するものとします。

(利用制限等による異議申立て・損害賠償請求の禁止)

第15条 前三条による係留施設の利用制限および許可艇の移動に対し、被許可者は、指定管理者に対し、異議申立てをなし、または損害賠償等の請求をすることはできません。

第6節 損害負担・紛争処理

(許可艇等の損害負担)

第16条 被許可者の責に帰すべき事由による場合はもちろんのこと、台風、地震、津波等の天災地変、第三者の行為、不可抗力その他の指定管理者の責に帰することができない事由によって、許可艇が滅失、毀損し、または盗難等の損害を被ったときその他の被許可者もしくは許可艇の同乗者の生命、身体、財産等に損害が発生したときといえども、指定管理者は、被許可者および第三者に対し、何ら責任を負わないものとします。

2 前項の場合において、滅失またはその全部もしくは一部が修理不能となった許可艇が他の許可艇の係留施設内の航行等に支障を生じたときは、指定管理者は、被許可者に対し、許可艇の搬出を指示することができるものとします。

3 指定管理者が前項の指示を行ったにもかかわらず、被許可者が搬出を行わないときは、指定管理者は、その許可艇を任意に売却または廃棄することができ、かつ、その費用を被許可者に対し請求することができるものとし、被許可者は、これに対し一切異議を申立て、損害補償等の請求をすることはできないものとします。

(紛争処理)

第17条 許可艇の船長その他の乗船者の行為または許可艇の航行等により漁民その他の第三者との間に紛争および海上事故等が発生したときは、被許可者は、被許可者自身の責任と自己の費用負担においてこれを処理・解決するものとし、指定管理者は、何ら責任を負わないものとします。

2 前項の場合において、すべての共有者は、相互に連帯して責任を負い、処理・解決するものとします。

3 第1項の場合において、指定管理者が紛争および海上事故等の処理・解決を行ったときは、それに要した費用は、すべて被許可者の負担とします。

第7節 使用許可及び利用料金・使用許可内容変更申請

第18条 使用に係る利用料金は、使用許可書交付時に年度末までの料金を一括納付して頂きます。別途発行する郵便振替払込取扱票により指定期限までに納付しなければなりません。尚、納付された利用料金は、原則返還しません。

2 利用期間中住所及び船舶及び係留場所の変更が生じた場合は使用許可内容変更申請を、廃止する場合は廃止届を速やかに提出しなければなりません。

第8節 使用許可の取消

第19条 被許可者が次の各号の一にでも該当するときは、指定管理者は、被許可者の使用許可を取消することができるものとします。

- (1)この小型船舶係留施設の使用に関する一般条件の規定に違反したとき。
- (2)この許可に際し、指定管理者に対し申請した書類に虚偽の記載が認められたとき。
- (3)被許可者がこの許可による地位を第三者に譲渡し、担保に供し、使用場所を第三者に貸与しその他の使用場所を第三者に使用させる行為をしたとき。
- (4)暴力団もしくはこれに類する非合法な団体の構成員もしくは準構成員であったとき。
- (5)暴力団またはこれに類する非合法な団体の構成員または準構成員を許可艇に乗船させ、または許可艇もしくは係留施設を利用させたとき。
- (6)この許可の日の翌日から起算して3か月以内に許可艇を係留施設に搬入しないとき。ただし、指定管理者の許可を得たときは、この限りではない。
- (7)係留施設内において犯罪行為もしくは法令違反行為を被許可者または被許可者が許可艇を使用させた者が行いもしくは行おうとしたとき。

(8)前各号のほか、他人に迷惑となる行為をする等、施設内の秩序を乱したとき。

(9)支払期限を経過しても、利用料を支払わないとき。

(10)支払期限を経過しても、被許可者が指定管理者に対し負担する損害賠償債務等の債務の弁済をしないとき。

第9節 個人情報

(個人情報の取扱い)

第20条 本条において「個人情報」とは、次の各号に掲げる個人(以下「被許可者」とします。)に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号等の情報その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

2 被許可者は、指定管理者による個人情報の収集、保有、利用(以下「個人情報の収集等」とします。)に関して、次の各項に掲げる事項に同意するものとします。

- (1)指定管理者がこの会則にもとづく業務のため、次の①および②の個人情報を収集し、かつ、利用すること。
 - ① 所定の申請書に記載された個人情報。
 - ② 所定の変更届等により被許可者から開示される個人情報。
- (2)指定管理者が非許可者の継続申請に際し収集した個人情報が事実であることを確認するため、被許可者の勤務先への在籍確認等を行うこと。
- (3)許可艇等に関する情報が事実であることを確認すること。

3 被許可者は、指定管理者が被許可者から収集した個人情報を指定管理者が次の各号に規定する目的で利用することに同意するものとします。

- (1)指定管理者の業務運営に際しての連絡。
- (2)指定管理者が発行する会報等の送付。
- (3)安全講習会、エンジン点検キャンペーン、イベント等のマリンに関する各種情報の案内。
- (4)安全講習会、エンジン点検キャンペーン、イベント等に関する感想、意見、統計資料等の収集のための依頼。

4 被許可者は、指定管理者に対し、前二項の目的での個人情報の利用の中止を請求することができるものとします。

5 被許可者は、指定管理者が次の各号に規定する業務を事業者へ委託する場合にその事業者に対し個人情報を開示することおよびその業務遂行のため個人情報の収集等を委託することに同意するものとします。ただし、その事業者が行なう個人情報の収集等は指定管理者が行なう個人情報の収集等とみなされるものとします。

- (1)指定管理者の運営業務およびそれに付帯・関連する業務。
- (2)本条第2項各号に掲げる業務。
- (3)本条第3項各号に掲げる業務。

6 被許可者は、指定管理者が裁判所、検察庁、警察署、税務署等の国または地方公共団体の機関から法令により個人情報の開示を要請された場合において、法令による開示義務のあるときまたはやむを得ないときは、その機関に個人情報を開示することに同意するものとします。

7 被許可者は、指定管理者に対し、指定管理者の定める手続きによりその被許可者に関する個人情報の開示を請求することができるものとし、かつ、その開示によりその個人情報の誤りが明らかになったときは、その個人情報の訂正または削除を請求することができるものとします。

第10節 その他

(条件の承諾)

第21条 この条件については、使用許可書を送付し、被許可者が利用料金を納付した時点で、承諾されたものとみなします。